

九都県市サステナブルエネルギーツアー企画運営業務委託 に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

この要項は、「九都県市サステナブルエネルギーツアー企画運営業務委託」を行う事業者を、公募型プロポーザル方式（書面審査）により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）は、次世代を担う小学生とその保護者を対象として、再生可能エネルギー関連施設等の体験イベントを実施することで、九都県市域の住民の脱炭素の自分事化を図ることを目的として、サステナブルエネルギーツアーを実施する。

3 委託業務

- (1) 件 名 九都県市サステナブルエネルギーツアー企画運営業務委託
- (2) 内 容 別紙「九都県市サステナブルエネルギーツアー企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 納 期 (ア) ツアー実施報告書 ツアー終了後 1 か月以内
(イ) アンケート集計結果 ツアー終了後 1 か月以内
- (4) 委 託 料 3, 4 9 6, 9 0 0 円（消費税込）を上限とする。
なお、業務委託料は全ての業務が完了した後に支払うこととする。

4 応募資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること。
- (3) 仕様書に示す業務を履行する能力があること。
- (4) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含まないこと。

- (9) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年4月25日（火） |
| (2) 質問書の受付 | 令和5年5月9日（火）午後5時まで（必着） |
| (3) 参加意思表明書等の受付 | 令和5年5月9日（火）午後5時まで（必着） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和5年5月15日（月）（予定） |
| (5) 企画提案書等の受付 | 令和5年5月26日（金）午後5時まで（必着） |
| (6) 最優秀提案書の通知 | 令和5年6月5日（月）（予定） |

6 応募の手続き

(1) 参加意思表明書等の提出

参加希望者は、参加意思表明書等を提出すること。提出がない者の参加は認められない。

ア 提出書類

- (ア) 参加意思表明書（様式1）
- (イ) 団体・会社概要書（様式2）

イ 提出期限 令和5年5月9日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

エ 提出先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局環境部環境計画課 地球温暖化対策グループ
電話 045(285)0338
メールアドレス stop-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp

(2) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア 受付期間 令和5年5月9日（火）午後5時まで

イ 質問方法 質問書（任意様式）を電子メールで送信すること。

※ 件名に【質問：九都県市サステナブルエネルギーツアー企画運營業務委託に係る公募型プロポーザルについて】と明記すること。

ウ 提出先 神奈川県環境農政局環境部環境計画課 地球温暖化対策グループ
メールアドレス stop-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp

エ 回答方法 電子メールで回答する。

※ 質問書に対する回答は、すべての質問をまとめて、令和5年5月15日（予定）に、参加意思表明書を提出した全員に回答する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 2部（正本1部、副本1部（写し可）） A4判15枚以内

※ 7（2）の評価基準に基づき評価できる内容を記載すること。

(イ) 企画提案書の電子データ（PDF形式）

(ウ) 見積書 1部（積算内訳添付）

イ 提出期限 令和5年5月26日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで） ※ ただし、企画提案書の電子データは電子メールで提出。

エ 提出先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局環境部環境計画課 地球温暖化対策グループ

メールアドレス stop-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp

オ その他

(ア) 企画提案書の作成に係る経費については、提案者の負担とする。

(イ) 企画提案は各社1案とし、提出された企画提案書は返却しない。

(ウ) 企画提案書は、審査終了後、公表されることがある。

(エ) 事故等について九都県市では責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。

7 選考方法

(1) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会内に設置する、選考委員会において審査を行う。

(2) 評価基準については、以下のとおりとする。

項目	業務遂行能力	ツアーの内容①	ツアーの内容②	ツアーの運営	積算内容の妥当性
評価基準	・業務を効果的、効率的に遂行するための人員配置等がなされているか。 ・実現可能なスケジュール・内容が示されているか。	・視察先は、再エネ等の有用性を小学生が楽しく学べる施設・場か。 ・オプションの内容は充実したものとなっているか。	・各地域からの参加の利便性を考慮したコース・発着地の設定となっているか。	・参加の申込・決定が適正なものとなっているか。 ・ツアー当日の運営等が、参加者の安全に十分配慮したもののか。	・見積りが業務内容に見合っており、適正であるか。
委員採点	各項目、0から5点まで1点単位で採点する。（最高点が5点）				

(3) 審査方法については、以下のとおりとする。

ア 採点者毎にそれぞれの企画案について合計点を求め、最高点を獲得した企画案に1票が入る。

イ 票を最も多く獲得した企画案に決定する。

ウ 最多票数の企画案が複数ある場合には、それらの企画案について、再度1回に限りア～イの審査を行う。

エ ウによっても優劣がつかない場合には、見積金額が一番低い企画案に決定する。

オ エによっても企画案が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

カ 応募した者が1者の場合は、上記と同様に審査を行い、採点者の平均得点が15点以上となった場合に採用とする。

(4) 応募した者が、次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 参加申込書、誓約書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合

イ 見積額が3(4)に記載する委託料を超過した場合

ウ その他、応募した者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると九都県市首脳会議環境問題対策委員会が判断した場合

8 結果通知について

令和5年6月5日(月)までに結果を通知する。

9 契約手続きについて

(1) 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続きを行う。

(2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行ったうえで見積書を提出し、発注者が委託上限額の範囲内で別途算定した予定価格内であった場合に、契約締結となる。

(3) 選定された提案者との協議が整わない場合や、見積額が予定価格を超えていた場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行う。

担当：神奈川県環境農政局環境部環境計画課

地球温暖化対策グループ 山中・餘田・菊一

電話：045-285-0338

メール：stop-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp